

平成26年10月1日から

# 水痘(水ぼうそう)ワクチンが 定期予防接種になります

## ◆ 対象者

**満1歳から3歳未満の人(3歳になる前日まで)**

3歳未満で2回接種を受けてください。

【標準的な接種期間】

初回接種：生後12か月から生後15か月に至るまで

追加接種：初回接種終了後6か月から12か月に至るまでの間隔

接種期限に余裕のない人は、1回目接種から3か月以上の間隔をあければ2回目の接種を行うことができます。

## ◆ 経過措置対象者

**満3歳から5歳未満の人(5歳になる前日まで)**

平成27年3月31日までに1回接種を受けてください。

※前橋市に住民登録がある人には通知文を送ります。ただし、接種回数には条件がありますので、不明な場合は主治医とご相談ください。

## ◆ 費用：無料

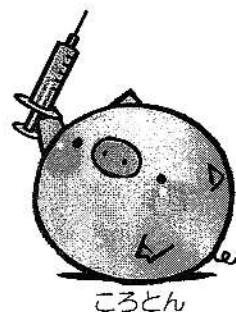
## ◆ 持参するもの

名前シール ・ 母子健康手帳

健康保険被保険者証

予診票は医療機関で受け取ってください。

※接種日時については各医療機関へお問い合わせください。



【問い合わせ先】

前橋市保健所衛生検査課

☎ 027-220-5779